

尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託

プロポーザル実施要項

令和6年8月

尼崎市公営企業局上下水道部下水浄化センター

目 次

1	業務概要	2
2	事業者選定の流れ、スケジュール	4
3	資格要件等	6
4	現地確認及び資料閲覧	9
5	委託業務の全般に対する質問	9
6	技術提案書	10
7	事業者選定	13
8	その他注意事項等	14

1 業務概要

(1) 業務委託名

尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託（以下、「本件委託」という。）

(2) 委託業務の実施場所

東部浄化センター：兵庫県尼崎市西松島町32番地

東部雨水ポンプ場：兵庫県尼崎市東本町1丁目1番地

中在家中継ポンプ場：兵庫県尼崎市中在家町1丁目19番地

ほか本件委託契約書（案）及び要求水準書のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(4) 予定価格

本業務の契約上限価格（3年間の総額）は次のとおりである。

1,469,160,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 委託業務の概要

委託業務の内容を以下に示す。なお、詳細は本件委託契約書（案）及び要求水準書のとおりである。

ア 東部浄化センター

- (ア) 維持管理実施計画及び管理業務
- (イ) 運転管理に関する業務
- (ウ) 水質等試験に関する業務
- (エ) 危機管理対応業務
- (オ) ユーティリティ調達管理業務
- (カ) 沈砂洗浄に関する業務
- (キ) 設備機器保守点検に関する業務
- (ク) 屋上広場管理に関する業務
- (ケ) 修繕に関する業務
- (コ) その他必要な業務

イ 東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場

- (ア) 維持管理実施計画及び管理業務
- (イ) 運転管理に関する業務

- (ウ) 危機管理対応業務
- (エ) ユーティリティ調達管理業務
- (オ) 設備機器保守点検に関する業務
- (カ) 修繕に関する業務
- (キ) その他必要な業務

(6) 発注方式

本件委託は、広く公募して多くの参加者の中から最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて優先交渉権者を選定する。

(7) 担当課（本件委託の内容に関する問合せ先）

尼崎市公営企業局上下水道部下水浄化センター

所在地 尼崎市東園田町7丁目82番地

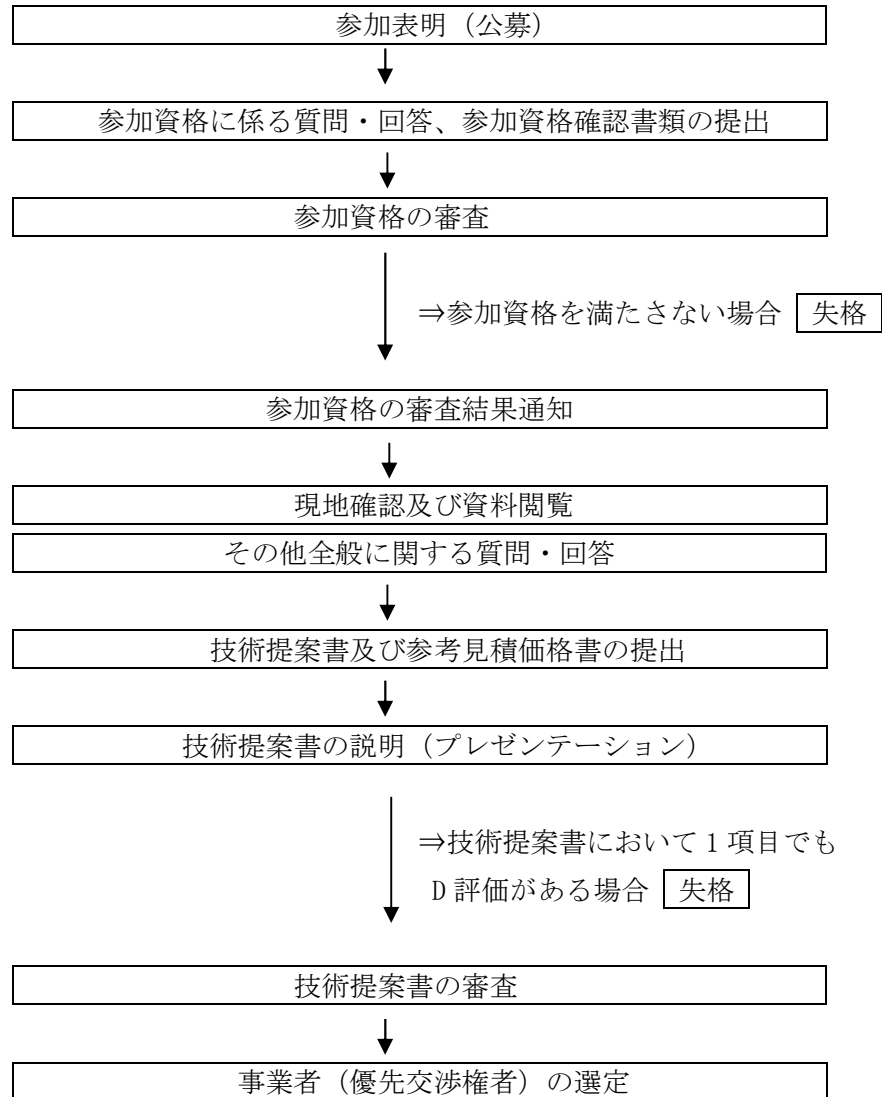
TEL (06) 6499-4515

FAX (06) 6493-5650

Mail ama-tobuhokatsu@city.amagasaki.hyogo.jp

2 事業者選定の流れ、スケジュール

(1) 事業者選定の流れ



図表1 事業者選定の流れ

(2) 選定スケジュール

期間及び期限	内 容
令和6年 8月 8日 (木)	募集に関する資料の公開
令和6年 8月 8日 (木) ～ 8月30日 (金)	参加資格に関する質問の受付
令和6年 8月 8日 (木) ～ 9月 2日 (月)	上記質問の回答
令和6年 8月 8日 (木) ～ 9月 4日 (水)	参加資格要件確認申請書の受付
令和6年 8月 8日 (木) ～ 9月 9日 (月)	参加資格（技術提案に関する要件を除く。）審査結果の通知
令和6年 9月 9日 (月) ～ 9月13日 (金)	現場確認及び資料閲覧（事前に申込みこと。）
令和6年 9月 9日 (月) ～ 9月19日 (木)	その他全般に関する事項の質問の受付
令和6年 9月 9日 (月) ～ 9月24日 (火)	上記質問の回答
令和6年10月 1日 (火) ～ 10月10日 (木)	技術提案書、参考見積価格書の受付
令和6年10月31日 (木)	技術提案内容説明（プレゼンテーション） 選定委員会による審査
令和6年11月中旬頃	審査結果の通知
令和7年 4月 1日 (火)	業務開始

図表2 業務開始までの主なスケジュール

3 資格要件等

(1) 資格要件

プロポーザルに参加する者は、次のA又はBの当てはまる方において、全ての要件を満たすこと。

A. 単独企業の資格要件

ア 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿(物件)に登載されていること。

イ 兵庫県又は大阪府に本支店又は営業所を有すること。

ウ 日本国内において、現有処理能力が100,000 m³/日以上かつ次の(ア)及び(イ)の条件を満たす合流式下水終末処理場での水処理の維持管理、運転管理業務の元請業者又は共同企業体の構成員(出資比率30%以上のものに限る。)としての実績があること。

(ア) 下水終末処理場は下水道法(昭和33年法律第79号)の事業認可を受けている施設であること。

(イ) 水処理については標準活性汚泥法又は高度処理、又はそれと同等以上の技術を要する処理方式により行っていること。

エ 契約書第17条に基づく統括責任者は、業務場所の専任で配置でき、下水道法施行令第15条の3の各号の規定に定める資格を有すること。

オ 下水道処理施設維持管理登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定により、国土交通省が備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

カ 参加申請の日から契約締結の日までのいずれの日においても、次に掲げる者でないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者

(イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けている者

(エ) 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

(オ) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2項から第4項に規定する暴力団等である者

B. 共同企業体の資格要件

- ア 構成員は2社又は3社とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上であること。
- イ 構成員は、上記Aのウを除く全ての要件を満たすこと。
- ウ 代表構成員は、上記Aのウに該当するとともに、出資比率が構成員中最大であること。
- エ 結成方法は自主結成とし、当該募集に関して他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- オ 構成員の一部が参加資格確認申請書の提出後に参加資格を欠くにいたった場合、当該共同企業体は失格となる。その企業体の残存構成員は、参加資格要件確認申請書の受付期間中であれば、新たな共同企業体を結成して再度の申請を行うことができる。

(2) 参加資格に関する質問

参加資格に関する質問（委託業務内容及び技術提案に関する案件は除く。）は、次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

「3の(1)」に示された参加資格に関する質問を「参加資格に関する質問書（様式 第1号-1）」に内容を簡潔にまとめて記載し、担当課宛にFAX又は電子メールにて提出すること。電話、口頭等による質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和6年8月8日（木）から令和6年8月30日（金）の午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 回答

質問受付後、令和6年9月2日（月）午後5時までの間に随時、原則として尼崎市公営企業局のホームページに回答を掲示する。

(3) 参加資格要件確認申請書及び参加資格確認書類の提出

（技術提案に関する要件を除く。）

プロポーザルに参加する者は、参加資格要件確認申請書（様式第3号又は第4号）及び参加資格確認書類を次に定めるところにより提出し、参加資格の審査を受けること。

ア 提出期間

令和6年8月8日（木）から令和6年9月4日（水）の午前9時から午後4時まで（各日の正午から午後1時まで、また土曜日、日曜日、祝日を除く。）

イ 提出場所・方法

尼崎市東園田町7丁目82番地 北部浄化センター 管理棟3階事務所

※事前に電話連絡の上、持参すること。(TEL (06) 6499-4515)

ウ 提出部数

3部(正1部、副2部)

エ 提出書類

(ア) 参加資格要件確認申請書(様式第3号又は第4号)

(イ) 特別共同企業体協定書(様式第5号、共同企業体による場合のみ必要)

(ウ) 委任状(様式第6号、共同企業体による場合のみ必要)

(エ) 「3の(1) A-イ」に該当することを証する書類

法人市民税の納税証明書、商業登記簿謄本等の本支店又は営業所の所在地が確認できる公的機関が作成した書類(提出期限から3か月以内に発行されたものに限る。)を提出すること。(1部原本、2部写し)

(オ) 「3の(1) A-ウ」に該当する、同種又は類似の実績調書(様式第7号)

参加資格があることを判断できる受託実績を記載すること。

なお、記載件数は代表的な3件以内とし、同業務に係る契約書の写し等、同種又は類似の業務であることが確認できる書類を添付すること。

(カ) 配置予定技術者の資格及び業務経歴(様式第8号)

統括責任者として配置する予定の技術者について、参加資格があることを判断できる資格及び業務経験を記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、「3の(1) A-エ」に該当するものに限り記載するとともに、その内容が確認できる書類を添付すること。

(キ) 「3の(1) A-オ」に該当する、下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録の確認ができる資料。

(ク) 参加資格確認通知返信用封筒

返信先を記載し、84円切手を貼付した長形3号封筒であること。

(4) 参加資格の審査(技術提案に関する要件を除く。)

ア 審査手続

提出された参加資格要件確認申請書及び参加資格確認書類を審査し、確認する。なお、参加資格の審査の日までに資格を欠くこととなった場合、又は参加資格要件確認申請書及び参加資格確認書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

イ 参加資格(技術提案に関する要件を除く。)審査結果の通知

令和6年8月8日(木)から令和6年9月9日(月)までの間に随時郵送にて通知する。参加資格が無いと認定されたものには、書面にその理由を付する。

4 現地確認及び資料閲覧

(1) 現地確認及び資料閲覧期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月13日(金)までの午前9時から午後4時まで(各日の正午から午後1時まで、また土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 事前申込み ※参加資格が認められた事業者は通知がありしだい、申込みできる業務場所の現地確認・資料閲覧を希望する場合は、現地確認等申込書(様式第2号)に必要な事項を記入し、担当課宛にFAX又は電子メールで申込みをすること。

申込みのあった参加資格者に対して随時、指定日時をFAX又は電子メールにて通知する。

(3) 資料閲覧場所

尼崎市東園田町7丁目82番地 北部浄化センター 管理棟3階会議室

(4) 閲覧資料

- ・ 運転管理の実績、業務の履行に関する資料
「下水道維持管理実績(令和3年度～令和5年度)」、「契約書(要求水準書を含む。令和3年度～令和6年度)」
- ・ 設備の改築、整備計画に関する資料(※本件委託に係る部分のみ)
「第2次下水道ストックマネジメント計画」、「設備整備計画」
- ・ 施設、設備、機器、備品等に関する資料
「施設等機能確認報告書」、「水質分析機器貸与品等委託機能調査報告書」、「貸与備品一覧」
- ・ その他
「尼崎市下水道土木構造物維持管理指針」、「公共施設保全マニュアル」等

5 委託業務の全般に対する質問

(1) 委託業務及びその他全般に関する事項の質問・回答

ア 質問の方法

「3の(1)」に示された参加資格以外の事項に関する質問を、「本委託業務及びその他全般に関する事項の質問書(様式第1号-2)」に内容を簡潔にまとめて記載し、担当課宛にFAX又は電子メールにて提出すること。電話、口頭等による質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月19日(木)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ウ 回答

質問受付後、令和6年9月24日（火）午後5時までの間に随時、原則として全ての参加者に FAX 又は電子メールにて回答する。

6 技術提案書

(1) 技術提案書の提出

本市が示す基本的事項に関する内容及び技術提案に関する内容について、技術提案書を作成し提出すること。

提案書の内容は、今後の契約時における要求水準書と同様に業務内容に反映するので注意して作成すること。また、プレゼンテーションの内容は、技術提案書に記載の無いものは無効とする。

ア 提出期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月10日（木）までの午前9時から午後4時まで（各日の正午から午後1時まで、また土曜日、日曜日、祝日を除く。）

イ 提出場所・方法

尼崎市東園田町7丁目82番地 北部浄化センター 管理棟3階事務所

※事前に電話連絡の上、持参すること。（TEL（06）6499-4515）

ウ 提出資料（15部提出）

資料は以下の（ア）、（イ）、（ウ）に分け、別綴じの形態で提出すること。（ア）、（イ）には様式集にある専用の表紙をつけ、それぞれを一冊にまとめること。

なお、（イ）の資料については参加者がわかるような会社名やロゴマークを記載しないよう注意すること。使用する写真等に会社名等が映り込んでいる場合は、黒塗り等の処理をして会社名等が判別できないようにすること。

（ア）基本的事項に関する資料（様式第9、10号他、必要な資料）

（イ）技術提案に関する資料（様式第11～20号他、必要な資料）

（ウ）参考見積価格書（様式第21又は22号）



(2) 技術提案書の基本的事項に関する内容

ア 会社概要に関すること（自由様式）

- ・ 会社設立年月、資本金、事業内容、会社組織、本支店及び営業所の所在地等が明記されているパンフレット等資料
- ・ 登記事項証明書（法人の登記簿謄本）

イ 財務に関すること（自由様式）

- ・ 直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、及び附属明細書、監査役又は会計監査人の監査報告書（写し）
- ・ 連結決算を行っている場合は、上記に加えて直近3年間の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表、会計監査人の監査報告書（写し）
- ・ 国税（法人税及び消費税）及び市税（市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がない旨の証明書（令和6年4月以降の交付のもの。）

ウ 下水道施設維持管理の実績に関すること（様式第9号）

- ・ 下水道施設の規模、分流式又は合流式能力、処理方式、契約形態、委託期間等を記載
- ・ その他の受託業務委託を記載

エ 人財に関すること（様式第10号）

- ・ 会社全体での全従業員数、下水道部門に所属している従業員数、下水道部門に所属し特に維持管理業務に携わる従業員数について記述すること。
- ・ 会社全体での下水道法施行令第15条の3に規定する維持管理の資格者及びその他関係資格者の人数について記載すること。

（その他関係資格者の例）

電気主任技術者、危険物取扱者（甲種、乙4種、丙種）、ガス溶接技能講習修了者、アーク溶接特別教育修了者、クレーン技能講習修了者、第2種酸素欠乏危険作業主任者、フォークリフト運転技能講習修了者、エネルギー管理員、防火管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者 等

(3) 技術提案に関する内容

技術提案書には、次の条件を含めて指定の様式に記載すること。

ア 尼崎市下水道業務の包括的委託に対する考え方について（様式第11号）

- ・ 包括的民間委託についての考え方、取組方針
- ・ 下水道業務についての考え方、取組方針
- ・ その他、自由提案（自社の優位性、市民サービスへの取組等。）

イ 業務実施体制について（様式第12号）

- ・ 受託業務を履行する場合の業務実施体制の計画として、現場組織体制（総括責

任者等の配置予定技術者を含む。) 、配置人数、各種有資格者人数、夜勤等の変則勤務体制等について記述すること。また、業務実施に係る本社等の体制(セルフチェック体制等)がある場合は、併せて記述すること。なお、降雨等の緊急対応については、後述の「オ 降雨・緊急・災害対応について」に記述すること。

- ・ 下水道施設維持管理業務に対する自社の労働安全衛生への取組方針、安全衛生に関する現場体制及び実施計画について記述すること。
- ・ 自社の技術力向上に対する基本方針とその方策の具体的な内容について、従事者に対する教育、研修等業務レベルの維持向上の取組、経験を活かした人員配置等について記述すること。

ウ 水質等管理について(様式第13号)

- ・ 放流水質基準を満足するための取組について記述すること。
(運転管理上の目標管理、採水・分析計画、水質悪化時の対応策等。)
- ・ 合流式下水道における特徴を踏まえた下水処理について記述すること。
(雨天時の処理及び雨水滞水池の運用等。)
- ・ 高度処理施設の運転の知識・経験について記述すること。

エ 設備等保安全管理について(様式第14号)

- ・ 施設機能の確保について、設備等の重要度や中長期的な視野も踏まえつつ、自社の考え方を記述すること。なお、保守点検計画や予防保全による故障の未然防止等、設備等の延命化に繋げるための考え方や取組についても記述すること。
- ・ 設備故障時の対応及び故障復旧について記述すること。

オ 降雨・緊急・災害対応について(様式第15号)

- ・ 雨天時及び台風等における人員配備及び対応について記述すること。
- ・ 地震、感染症、その他各種異常発生時(事故、流入水質異常等。)における対応について記述すること。
- ・ 緊急・災害時における受託施設に対する技術及び援助支援体制について記述すること。
- ・ 緊急・災害時における委託者との連携について記述すること。

カ 過失等の対応について(様式第16号)

- ・ 過失等により市民等に損害を与えた場合の対応について記述すること。
- ・ 維持管理上の不備によって、施設や設備等に損害を与えた場合の対応について記述すること。

キ 下水道施設の管理運営におけるコスト削減について(様式第17号)

- ・ 下水道施設の施設運営におけるコスト削減についての自社の考え方、手法について具体的に記述すること。

ク 市内業者育成・市内在住者雇用について(様式第18号)

- ・ 本市においては、尼崎市公共調達基本条例に基づき、市内業者を育成する考え方で事業の推進を図っている。受託業務を実施するにあたり自社の考え方を記述すること。
- ・ 事業実施に際し新たに市内在住者を雇用する計画があれば具体的に記述すること。

ケ 環境問題について（様式第19号）

- ・ 下水道業務と環境保全について自社の考え方を記述すること。また、省エネルギーや環境活動について取組があれば記述すること。

コ 委託者への業務に関する技術・知識の共有に関する提案について（様式第20号）

- ・ 通常業務履行における技術・知識について、委託者への還元に関する自社の考え方を記述すること。
- ・ 業務上の課題解決に関する技術・知識について、委託者への還元に関する自社の考え方を記述すること。

（4）参考見積価格書（様式第21号又は22号）

参考見積価格書の見積価格が予定価格を超える場合は、その参加者は失格となる。

7 事業者選定

技術提案書の内容から、要求水準の達成が可能で、長期間に渡る事業遂行能力や技術を有しているか等の審査を行い、見積価格と合わせた評価により事業者選定を行う。

（1）プレゼンテーション

参加者は技術提案内容について、プレゼンテーションを実施する。（令和6年10月31日(木)）

説明者を含む出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とする。ただし、事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ることとし、出席者の雇用関係が確認できる書類の提示を求める。

（2）審査

外部からの選定委員を含む尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して審査を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

（3）優先交渉権者の決定方法

評価点が最高点となった者を優先交渉権者とする。

最高点の者が複数の場合は、参考見積価格書の金額が最も安価の者を優先交渉権者

とする。金額も同額の場合は、当該者は当初提案の金額の範囲内で参考見積価格書を再作成し、その金額が最も安価の者を優先交渉権者とする。

評価点については別紙「尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託評価基準」を参照すること。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の審議を経て、参加者には結果を令和6年11月中旬ごろに書面により通知する。優先交渉権者の決定結果については、異議申し立てはできないものとする。

8 その他注意事項等

- ・ 本件委託は、尼崎市下水道事業会計予算における当該事業費が議決された場合のみ有効とする。
- ・ 契約書については、案を掲示しているため変更の可能性があることを承知しておくこと。
- ・ 参加者数及び優先交渉権者名は、受託者が決定されるまで公表しない。
- ・ 書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 優先交渉権者が、その決定から契約締結までの間に尼崎市において入札参加資格制限又は、入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- ・ 優先交渉権者が交渉を辞退した場合は、審査結果の次点の者を優先交渉権者とする。

以 上